

令和5年度

第6回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和5年9月20日（水）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 土肥 彰浩 事務局次長 藤本 弘子
主事 西角 洋人 主事 川邊 錬
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光
(10)鷹尾 元弘 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
5. 議事録署名委員 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
6. 現地確認 9)太田 隆之 10)森本 善明
(10)鷹尾 元弘 11)繁本 雅和 12)藤原 龍巳
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第30号議案	農地法第3条の規定による許可について	5件
第31号議案	農地法第5条の規定による許可について	4件
第32号議案	非農地証明願いの承認について	7件
 - 5) 報 告

報告第11号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	1件
報告第12号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	1件
報告第13号	農地の貸借の合意解約通知について	5件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長	ただいまから、令和5年度第6回加東市農業委員会総会9月定例会を開催いたします。 本日の出席委員は15名の内、15名全員で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。 本日出席の農地利用最適化推進委員は、鷹尾委員、繁本委員、藤原委員でございます。 それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
議 長	それではただいまから、令和5年度第6回総会9月定例会を開催いたします。 本日の現地調査をしていただきました、太田委員さん、森本委員さん、鷹尾推進委員さん、繁本推進委員さん、藤原推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。 本日の議事録署名委員に7番の内藤委員さんと、8番の南委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。
事務局	それでは、議案の審議に入ります。 第30号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
議 長	～第30号議案を朗読～
事務局	続いて、内容説明をお願いします。 番号1の譲渡人は、高齢になり農作業が困難になったので、家族で話し合った結果、息子の妻である譲受人が農業を引き継ぐことになり申請されました。譲受人は***在住ですが、職場は***で、毎日通勤して来ており、農作業も手伝っています。既にトラクターを購入され、田植機、コンバインも購入予定で、今後も水稻を作る予定です。なお、来年度まで利用権設定で貸し出されていましたが、申請にあたって合意解約されています。 番号2の譲受人は、譲渡人から申請地売却の申出を受け、話がまとまったので申請されました。申請地は、譲受人の自宅の横にあり耕作に便利のため自家用野菜を栽培するということです。 番号3の申請地は、譲受人が利用権設定して耕作してきましたが、譲渡人から贈与の申し出があったので申請されました。譲受人は必要な農業機械を所有しており、農地を適正に管理されています。なお、利用権は、申請にあたって解約されています。 番号4の譲渡人は高齢になり娘と同居するために転居するにあた

	って農地や家屋敷を処分することになり、相手を探しておられましたが、定年後、営農場所を探しておられた譲受人と話がまとまったので申請されました。譲受人は住宅周辺で野菜や果樹の栽培から始め、水稻栽培は当面は作業委託して取り組まれるということです。 番号5の申請地は、現在既に営農型発電設備が設置されている農地ですが、このたび、発電設備を売却し設置者を変更するため、空中部分の区分地上権を変更するため申請されました。これまでは、農地の所有者が代表をされている会社でしたが、譲受人が設置者になります。次の議案で、パネルの支柱部分の一時転用についても同様に申請されていますので、許可につきましては、県のほうで一時転用が許可された場合という条件付きになり、許可日も転用許可と同日になります。 以上5件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第30号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
会 長	番号4の譲受人は農業を始めて間もないという状況ですか。
事務局	初めてです。奈良県の農林塾というところで1年間勉強してこられたようです。 実際のところ、1人では難しいので、周りの方々の協力もあってのことだと思います。
委 員	初めてであれば実感がわかないとは思いますが、なかなか大変であるということをわかっておいてもらうことが、農業をする上では必要なことだと思います。
議 長	他にありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第30号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第30号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

委 員	続きまして、第31号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 31 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。 第 31 号議案、番号 1 は、***の北西約 200mにあり、現場は、田でありました。 続きまして、番号 2 は、***の北西約 350mにあり、現場は、畑でありました。 続きまして、番号 3 及び番号 4 は、***の南西約 350mにあり、現場は、田でありました。 以上、報告終わります。
議 長	続いて内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1 の申請地は、土地所有者が代表を務める***が発電設備を設置し、下部の農地は***が借り受けてブルーベリーを栽培されています。当初は土地所有者が自らブルーベリーを栽培していましたが、仕事が忙しくて手が回らず、営農も不適切だったため、昨年 6 月に 3 条許可を得て***が耕作しており、昨年は直売所に出荷もされています。今回、***が、新たな資金確保のため設備を譲受人に売却することになり、以前の転用許可の取消願と、あらためて譲受人が設備を引き継ぐための転用許可を申請されました。下部の農地の営農は、これまでどおり***がブルーベリーを栽培されます。申請地は農振農用地で、農振計画上やむを得ない旨の意見書を加東市農政課から頂いています。土地改良区は決済済みです。 番号 2 の譲受人は、住宅と宅地を購入して転居するにあたり、宅地に隣接する畑を庭及び駐車場用地に転用したいと申請されました。申請地は、今年 4 月に、譲渡人が 3 条許可を得て取得し、家庭菜園で利用する予定でしたが、事情が変わって住所移転が出来なくなり、購入した家と土地も手放すことになりました。このたび、譲受人が購入することで話がまとまりましたが、小さい子供さんがおり庭を広く取りたいということで、畑ではなく宅地と一体利用したいそうです。申請地は農振地域の農用地外の第 2 種農地で、土地改良区は受益地外です。 番号 3 と 4 は、関連があるため一括してご説明します。 譲受人は、平成 17 年に地方自治法第 260 条の 2 の規定による認可を受けた地縁団体で、地区のお堂で地域住民が集会をする際の駐車場が足りないため、お堂の隣の田を転用したいという申請です。申請地は

	農業振興地域の農用地外の第2種農地で、土地改良区は決済済です。 以上4件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。以上で、第31号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
委 員	太陽光発電設備を買った方はどのような方ですか。
事務局	個人で、職業は会社員と記載されています。 以前は、土地所有者が経営する会社が太陽光を設置していたのですが、売却したいということで今回の方が購入するといった流れになります。この方は、上に立っている太陽光の設備と売電する権利などを合わせて取得されます。営農は別の会社がブルーベリーを栽培しますので、営農にはこの方は関わらないということになります。
議 長	他にありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第31号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて県知事に送付します。 続きまして、第32号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第32号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	非農地の現地調査の結果を報告します。 第32号議案 番号1は、***の南西約450mにあり、現場は、山林でありました。 続きまして、番号2は、***の南西約30mにあり、現場は、山

議 長 事務局	林または原野でありました。 続きまして、番号 3 は、***の南東約 250mにあり、現場は、山林でありました。 続きまして、番号 4 は、***の北東約 150mにあり、現場は、雑種地でありました。 続きまして、番号 5 は、***の西約 300mにあり、現場は、山林でありました。 続きまして、番号 6 は、***の北東約 400mにあり、現場は、雑種地でありました。 続きまして、番号 7 は、***の北東約 400mにあり、現場は、山林でありました。 以上、報告終わります。 続いて、内容説明をお願いします。 番号 1 の申請地は、昭和 52 年頃から耕作されず山林化し、今回、相続手続きをする中で地目が農地であることがわかった土地で、7 月に農地パトロールで農地への復元は困難として非農地判定した土地です。通知を受けて申請されました。土地改良区は決済済みです。 番号 2 の申請地は、相続手続きにあたって地目が畑と判った土地で、7 月の農地パトロールで農地への復元は困難として非農地判定した土地です。通知を受けて非農地証明を申請されました。土地改良区は決済済みです。 番号 3 の申請地は、昭和 53 年頃には既に木が生えており、農地パトロールで農地への復元は困難として非農地判定した土地です。通知を受けて非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号 4 の申請地は、***の***の奥にある土地で、昭和 52 年に滝野町が取得して、***の駐車場のよう使用されてきましたが、このたび土地を処分するにあたり、地目が農地のままであったので非農地申請をされました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号 5 の申請地は、平成 8 年頃から隣接の山林と一体化して木や竹が生えており、相続した申請人が非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号 6 の申請地は、昭和 63 年頃に市道が拡幅された際の残地で、道路との境にあり、平成 20 年頃には縁を舗装したそうです。営農型発電設備の更新申請の際に判明し、非農地手続きするよう指導していた土地です。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決済済みです。 番号 7 の申請地は、昭和 50 年頃には既に木が生えており、このたび所有地の処分にあって地目が農地であると判り非農地判定されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区は区域外です。
-----------------------	---

	以上 7 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。以上で、第 32 号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 32 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第32号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第 11 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 11 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	農地を物置と露天駐車場の用地にする届出を受理しました。この届出については添付書類等完備していましたので、専決処理により、8 月 22 日付で受理通知書を交付しました。 以上で、報告第 11 号のご説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。 続いて、報告第 12 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」を事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 12 号を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	農地を露天駐車場にする届出を受理しました。この届出については添付書類等完備していましたので、専決処理により、8 月 16 日付で受理通知書を交付しました。 以上で、報告第 12 号のご説明といたします。

議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続いて、報告第 13 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 13 号を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号 1 は、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は次の借り人を探されます。 番号 2 は、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は借り人を変更されます。 番号 3 から 5 番は、双方合意により無条件で利用権の賃貸借及び使用貸借を解約し、解約後はそれぞれ第 30 号議案で許可いただきましたとおり、所有権を移転されます。 以上で、報告第 13 号の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。通知書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。 以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。
事務局	事務局から何点かご連絡をさせていただきます。 お手元に秋の農地パトロールの実施要領案をお配りしております。毎年秋に遊休農地を主としてパトロールしていただいております。稲刈りの最中かもしれませんが、10 月 23 日の月曜日より開始させていただきます。23 日は滝野地区、24 日は社地区、27 日が山国と福田地区、それから週明けの 10 月 30 日が米田地区、31 日が上福田と鴨川地区、翌週の 11 月 6 日が東条東地区、7 日が東条西地区という予定とさせていただきます。朝 9 時からで、午前中には終了する予定としています。それぞれの集合場所については、夏のパトロールと同じ場所を考えております。パトロールを行う際の依頼文は、別途送付させていただきます。 また、白地図をお配りさせていただきます。遊休農地を発見された際は、印をつけていただき、可能であれば 9 月末までに事務局に提出いただくと大変助かります。以前から、遊休農地として変わっていないなどの場合は、印の必要はないのですが、新たに出てきている場合は印をお願いします。特にない場合は、その旨お電話ください。

	それから、10月よりインボイス制度が始まるということで、県からパンフレットが届いていますのでお配りしております。課税業者になってらっしゃる方で、今まで消費税の申告を個人でしていたというケースは少ないと思います。個人の方で、課税業者になる必要はないのですが、出荷する際に相手からインボイスの適格証明書を求められることがあるという話です。適格証明書がないと相手は税額控除ができないということで、出せないなら減額をしてほしいと言われることもあるようですが、それはしてはいけないとニュースでも問題になっておりました。消費者の方に直接売る場合はインボイスは関係ないのですが、農協や市場に出荷する場合、レストラン、食品業者などもあります。それぞれによって取り扱いが少しずつ変わっておりますので、参考にご覧ください。 それから毎月のことですが、活動記録カードのご提出をお願いします。事務局からは、以上です。
議 長	説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。
各委員	～質問なし～
議 長	本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和5年度第6回総会9月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 内藤 秀幸

議事録署名委員 南 和夫